

○雲仙ブランド販売促進事業補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第65号

改正 平成23年3月28日告示第37号

平成24年3月1日告示第14号

平成25年3月1日告示第8号

平成26年3月3日告示第10号

平成28年5月27日告示第75号

平成30年3月29日告示第21号

平成31年3月28日告示第23号

令和2年4月21日告示第101号

(趣旨)

第1条 市は、雲仙ブランド認定要綱(平成19年雲仙市告示第2号)第2条の認定を受けた商品(以下「雲仙ブランド認定品」という。)を県内外の消費者に対して販売及びPRし、雲仙ブランド認定品の認知度を高め有利販売に繋げる事業に対して、予算の範囲内において雲仙ブランド販売促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、雲仙市補助金等交付規則(平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところによる。

(実施期間)

第2条 補助事業の実施期間は、令和2年度末までとする。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、事業種目、採択要件及び対象経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付制限)

第3条の2 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に雲仙市税(国税を含む。以下同じ。)の滞納がある場合又は転入直後(法人の場合は市内に設立又は設置直後)で雲仙市税が課税されていない申請者に前住所地(法人の場合は本社等の所在地)の市区町村税(国税を含む。以下同じ。)の滞納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

(補助金交付の申請)

第4条 申請者は、規則第3条の申請書を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

2 規則第3条第4号に規定する書類として添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書

(2) 雲仙ブランド販売促進事業補助金算出明細書(様式第3号)

(3) 申請者に係る雲仙市税の滞納がない証明書(転入直後(法人の場合は、市内に設

立又は設置直後)の申請者の場合は、前住所地(法人の場合は、本社等の所在地)の市区町村税の滞納がない証明書)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助の条件及び関係書類の整備)

第5条 補助事業者は、規則第4条第2項及び規則第16条の規定により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを該当事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金申請者が申請の取り下げのできる期間は、当該通知を受けた日から10日以内とする。

(計画変更の申請等)

第7条 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助金額の減額で、当初交付決定額の2割を超えない減額(2割を超える減額かつ5万円以内の減額を含む。)

(2) 事業の実施時期の変更(事業期間の延長を除く。)

(3) 当初の事業目的、規模、効果等を損なわない内容の一部の変更
(実績報告)

第8条 規則第9条の実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過する日又は当該事業の完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第1号)

(2) 収支精算書(様式第2号)

2 規則第9条第3号に規定する書類として添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書

(2) 写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払の方法で交付する。

(見直し)

第10条 この告示は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日から2年以内ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示第37号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日告示第14号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日告示第8号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月3日告示第10号）
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日告示第75号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第21号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第23号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月21日告示第101号）
この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

事業の種類	事業種目	採択要件及び対象経費	補助率等
雲仙ブランド認定者支援事業	雲仙ブランド認定品販売促進対策事業	<p>○採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ブランド認定品の販売及びPRを行うこと。 <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：公共交通機関料金、フェリー料金及び駐車場料金(原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により計算したもの) ・借上料：什器等借上げ料 ・宿泊費：1泊につき、国内上限1万円、国外上限2万円 ・雑費：印刷製本費、販売補助員(1名1日につき、上限1万5千円)、商談会等出展料、その他販売促進に要する費用 ・飲食費は、補助対象としない。 ・印刷物等については、新たなものに限る。(部数は、最低ロット又は必要部数) 	<p>当該事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>補助金限度額</p> <p>1団体につき年間30万円以内</p>
	雲仙ブランド認定品成分分析等事業	<p>○採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ブランド認定品の成分検査等を行うこと。 <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析検査の経費 ・放射性物質検査の経費 	<p>当該事業に要する経費の3分の1以内</p> <p>補助金限度額</p> <p>1団体につき年間10万円以内</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・食品成分検査(食味検査)の経費 ・貝毒検査の経費 ・継続した同種の検査については、認定期間中1回に限る。 	
	雲仙ブランド認定品デザイン及び改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ○採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ブランド認定品の商品改良等を行うこと。 ○対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・デザインの改良に要した経費 ・商品の改良に要した経費 ・社内研修等の講師謝金、交通費、及び宿泊費 ・外部研修の受講料、交通費及び宿泊費 ・コンサルタント料並びにコンサルタントの交通費及び宿泊費 	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助金限度額 1団体につき年間100万円以内
	雲仙ブランド認定品行政機関等への申請事業	<ul style="list-style-type: none"> ○採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ブランド認定品の行政機関等への許可申請等を行うこと。 ○対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等への許可申請等に要した経費 ・特許権、意匠権又は商標権の出願に係る経費については出願料、登録料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬 	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助金限度額 1団体につき年間30万円以内
雲仙ブランド活用者支援事業	雲仙ブランド認定品販路拡大及びPR事業	<ul style="list-style-type: none"> ○採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ブランド認定品を活用し、PRすること。 ○対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費、広告宣伝費その他PRに要する費用 	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助金限度額 1団体につき年間30万円以内
備考 当該事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税は、補助金の対象としない。			